

《浄化槽処理促進区域について》

浄化槽処理促進区域の指定について

浄化槽法の改正に伴い、市町村は当該市町村の区域のうち自然的、経済的及び社会的諸条件から見て、浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、浄化槽処理促進区域として指定することが可能となりました。

志布志市では令和3年4月1日付けで農業集落排水事業区域を含め、本市全域を浄化槽処理促進区域に指定しました。

